

スクールソーシャルワーカーの 果たす役割について

原田 敬三
東京弁護士会所属弁護士

学校安全全国ネットワーク第8回公開学習会（2015年3月6日開催）は、2008年に導入されたスクールソーシャルワーカー（SSW）の活動を理解する為、コミュニティ（地域）ソーシャルワーカーであり、2007年からSSWとして活動中の竹村睦子氏を招いて、活動をご紹介いただきました。

自治体への提案

子ども達は今、様々な要因から、安全安心が脅かされています。SSWは、教育委員会に所属して、各学校の支援を行う職務です。一般的に、スクールソーシャルワーカーの職務内容は、「児童・生徒が抱える様々な問題を解決するための支援を行う」とされ、具体的には次の活動が挙げられています。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連

繋がりが重要になります。一つは高校との繋がりです。竹村氏は地区学校保健連絡会のメンバーとして、市内各高校の養護教諭の方々の年

2回の集まりに参加して、今高校で何が起こっているかの学ぶ場にしています。もう一つは保健所との連携です。引きこもりをはじめとする

問題の対策として「居場所作り」を考えています。「17歳から」とある対象を「15歳から」として、切れ目のない支援体制を作る提案をしていました。

- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) その他教育委員会が必要と認める職務

色々な課題の中で重要なことは、自治体への提案で、その自治体にとって子ども支援がどうあるべきか、自治体へ福祉の視点から提案してゆくことが特に大事だと強調されました。SSWは「自治体に対しても責任を負う存在」とい

不登校問題

今回、川崎で起きた中学生殺人の傷ましい事件①でも、加害者の不登校問題が取り上げられました。不登校は、一時期、なくすべき課題として「首に縄を付けても登校させる。」という風潮がありました。それが「不登校はそれもよい」と「放置」に変わりました。しかし不登校の見立てを誤るとずれた対応となつてしま

- SSWは、「いじめ・不登校・ひきこもり」を一体で捉えます。

そもそも、「引きこもり」というは義務教育を過ぎた未成年者（通常15歳以上）での問題です。そこでSSWの活動として、諸機関との連

まいります。放置対応ですと、高校中退となると誰も支援できることになります。

今回の事件では「支援されない少年」が事件の当事者になっています。再発防止の為には彼らの支援の構築をしなければなりません。解決の為には、事件を「児童個人の問題」とするのではなく、関係機関、ティケアセンターとか児童相談所などの社会的支援のシステムの問題と捉える必要があります。

家庭養育の困難さ

家庭養育の困難さで一番に虐待が挙げられます。虐待の形は、今は暴力よりもネグレクトが多いように思われます。虐待問題では、親を責める風潮がありますが、その親が子どもの頃どうだったか、背景に親の発達困難が挙げられることも少なくありません。ですから、これは親を責めるだけでは解決しない問題なのです。

また、家庭養育の困難さでは、離婚再婚が絡むことが少なくありません。例えば、学校宛の書類では、「保護者一人の母子家庭」ですのに、担任が家庭訪問すると別に男性がいたりします。子ども本人に聞いても「良く知らない」という。このように児童の実態環境を把握しにくい現状になっています。また、両親間のDVにより暴力のすりこみがある場合も見受けられます。家庭でノーマルな人間関係の学習がおこなわれないという背景があります。いずれに

しても、親の離婚再婚は子供にとって虐待リスクが生じると考えます。

家庭内の養育の困難には貧困問題があります。貧困を語るとき保護者の収入が基準になります。子どもを基準にすると、違ってきます。子どもは自分では収入の術を持ちませんから、子どもは皆基本的に「貧困」です。お金の掛け方は各家庭によって皆違います。学習にはお金を掛けても食事にはお金を掛けない家庭もあります。そういう家庭は食事に目を向けてない、夕食が大事な時間になつていてない「貧困家庭」ということになります。

発見情報収集

SSWの活動は校長先生からの依頼がスタートというのが一番多く、ほかに市民からの相談、児童相談所など関係相談機関からもあります。情報収集はその子どものありようによつて異なります。まず、不登校の場合は親に会うなどして原因を探ります。対策の見立てにはいる前に、「この子はどういう子か」理解することが必要です。注意すべきは、SSWのいう「子ども理解」は「生徒理解」ではなくて、「生活者」としてどうなのかの理解という事です。「生徒」という時は、学校で着席している「子どもの一面」を切り取つて見ていくに過ぎません。

SSWの仕事のもう一つは、子どもの「代弁」

です。子どもの信頼関係がないと子どもの代弁は出来ません。子どもから信頼を得る、子どもと会わざして支援はないことになります。

子どもと会うことの例外があります。それは「お母さん」です。お母さんが子どもにあわせたくない場合は会いません。子ども自身がSSWに会いたくないという場合もあります。その時はお母さんと面談して解決を探ります。そこで無理をすると混乱が生じるからです。

終結

支援を開始して3ヶ月がたつても状況が変わらなければ、手だてが間違つていると判断します。逆に、SSWが援助に入つて3ヶ月経れば何らかの変化が生じるものです。かりに、それが解決でなくとも、「関係性が出来る」「お母さんが優しくなる」とかの変化です。その意味では、私たちSSWは非日常の存在です。子ども自身の持つ環境に取り込んで戻してあげるまでが私たちの役割です。抱え込まないで、いずれは終結し去らなければならぬ存在で、他に引き継いで終結という役割です。

ケース紹介

つぎにケース紹介をします。

〈ケース1〉「虐待が疑われたケース」
小5男子児童。児童の状態から虐待の疑い